

【別 記】

制限付き一般競争入札公告共通事項<工事>

A 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 前年度の法人税若しくは所得税、固定資産税及び法人市民税若しくは市県民税を滞納していない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する資格制限に該当しない者
- (3) 入札参加資格確認申請日から入札日までの間において、川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及び公告日において国土交通省の営業停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(国の資格再認定を受けた者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始の申立てがなされていない者(開始決定後、国の認定を受けた者は除く。)
- (5) 現場代理人については、本市の工事請負契約約款及び「工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」(市役所4階契約検査課窓口及び市ホームページで公表)に基づき、適正に工事現場へ配置できる者。現場代理人は請負業者との直接的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。候補者については入札参加資格確認申請日においてどの工事にも主任技術者又は監理技術者として配置されておらず、現場代理人としても常駐で配置されていないこと。参加申請時に候補者を特定することが困難な場合は2名の候補者を申請することができる。
- (6) 記2(1)に掲げる「配置予定の技術者」については、以下のとおりとする。
 - ア 主任技術者とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項の規定による者をいう。
 - イ 監理技術者とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の18の規定による監理技術者資格者証を有する者をいう。
 - ウ 主任技術者・監理技術者は、下請契約の金額等に応じて、建設業法を遵守のうえ適正に配置すること。また、参加申請日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。(在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。)
 - エ 候補者については、申請日において専任を要するどの工事にも主任技術者又は監理技術者として配置されておらず、現場代理人としても常駐で配置されていないこと。参加申請時に候補者を特定することが困難な場合は2名の候補者を申請することができる。
- (7) 次に掲げる各号のいずれにも該当しない者
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

B 入札参加資格の申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより送信し、参加申請しなければならない。
 - ア 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。電子入札システム内にあり。)
 - イ 競争参加資格確認申請書添付資料(以下「資料」という。兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト(川西市)(以下「川西市のポータルサイト」という。)からダウンロードのうえ、必要な事項を入力し、ファイル名を入札参加者名称(日本語)に変更し、申請書の添付資料として送信すること。)

(2) 送信する資料の内容等(提出が必要な書類は、記2(3)のとおり)

ア 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のPDFファイル

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の有効期間内(契約締結予定日前1年7箇月以内の日が審査基準日)であるもの

イ 同種工事の施工実績(様式2)

同種工事に関する資格の有無を判断できる施工実績(契約書の写しや施工証明書、CORINSの竣工登録工事カルテ受領書等のPDFファイルのほか、施工延長・面積など求める制限内容を満たすことが分かる資料を添付すること。)

ウ 配置予定技術者届(様式3)

現場代理人及び主任・監理技術者に求める資格等の有無を判断できるよう、配置予定技術者の資格、経歴等を記入すること。あわせて、求める資格及び雇用関係が確認できる書類をPDFファイルで添付すること。(一般競争入札等参加資格申請時に既に技術者名簿・必要書類を提出している場合は、技術者名簿等により確認するので、変更のある場合は提出期限までに変更届・資格及び雇用関係が確認できる書類を提出すること。)

(3) 資料の取り扱い等

ア 資料の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、市において無断で使用することはできないものとする。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 提出する資料に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式(以下「ファイル形式」という。)は、次のとおりとする。ただし、ファイルを保存するときに損なわれる機能は使用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word 2016形式以下
Microsoft Excel	Excel2016形式以下
PDFファイル	Acrobat11.0形式以下

オ 提出する資料に係るファイルを次に掲げる形式で作成するときは、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は認めない。

①LZH形式 ②ZIP形式

カ ウイルスに感染したファイルの提出は認めない。

C 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札に参加を希望する者は、本公告の記載内容により申請を行うとともに、市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格者の審査は、記3①に記載した申請期間の最終日をもって行うものとし、その結果は記3⑤の日時までに、電子入札システムの競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者には、確認通知書にその理由を記載する。

D 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、記3⑥に記載した日時までに電子入札システムの「参加資格なし」に対する理由請求画面より理由の説明要求する旨を入力し送信すること。

(3) 説明を求められたときは、記3⑥に記載した日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

E 契約条項を示す場所

川西市契約規則及び川西市工事請負契約約款については、総務部契約検査課(執務時間中)及び川西市ホームページにおいて閲覧することができる。

F 設計図書等の閲覧及びダウンロード

入札に付する建設工事(業務)の図面、設計書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧及びダウンロードは、入札参加申請書送信者に対し閲覧及びダウンロード用のパスワードを申請書送信日の翌日(土・日曜日を除く)に電子入札システム内代表者窓口情報の連絡先メールアドレスに送信する。

また、パスワード交付申請のあった入札参加資格者に対し、申請書に記載されたメールアドレスに送信する。閲覧及びダウンロードが可能な期間は設計図書の閲覧期間中とする(電子入札システムの休止時間を除く。)また、総務部契約検査課においても記3②に記載した執務時間中に閲覧する。

G 現場説明 なし

H 質疑応答

設計図書等に対する質問がある場合には、記3③に記載した受付期間中に、電子入札システムの説明要求画面より質問事項を入力し送信すること。回答書は、記3③に記載した日から、電子入札システム上において閲覧する。ただし、質問の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該質問に回答しない。

I 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に該当する金額を入札書に記載すること(落札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること)。
- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) 電子入札システムに入札書が送信された後は、入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (4) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札受付期間内に記録されていること。
- (5) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- (6) 電子入札に使用したICカードが、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

J 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合

電子入札システム上のくじ(以下「電子くじ」という。)によって落札者を決定することとし、電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

K 予定価格等

- (1) 予定価格は、入札公告及び確認通知書に記載する。
- (2) 最低制限価格は事後公表とする。

L 積算内訳書

入札者は、当該工事における入札金額と同額の積算内訳書を電子ファイルとし「内訳書」欄に添付して電子入札システムにより送信すること。なお、提出するファイルのファイル名の末尾には、入札参加者の名称(日本語)を追加すること。提出するファイルの容量が1MBを超えるときは、入札受付最終日の午後3時までに契約検査課窓口へ印刷して持参または郵送とする。郵送の場合は配達証明郵便にすること。積算内訳書は、川西市のポータルサイト内のものを使用すること。また、落札者は詳細な工事費内訳明細書(落札金額と同額)を契約締結の日から7日以内に提出すること。

M 契約書作成の要否

否。市が定めた契約書による。落札者は契約書等を契約検査課窓口まで受け取りに来庁すること。

N 請負業者賠償責任保険

落札者は、この工事の施行に当たり、速やかに下記保険に加入するとともに、その証券の写しを遅滞なく提出すること。なお、下記条項は、最低条件であり、不測の事故に適切に対応できるよう、工事の規模、場所等を勘案して保険に加入すること。

- | | |
|----------|---|
| (1) 保険種別 | 請負業者賠償責任保険 |
| (2) 保険期間 | 工事期間中 |
| (3) 保険金額 | 身体賠償 1事故につき3億円以上、1名につき5千万円以上
財物賠償 1事故につき1千万円以上 |

O 暴力団排除条例に基づく誓約書の提出

- (1) 誓約書は、川西市暴力団排除に関する条例に基づき、誓約書の内容に同意の上、事前に徴取しているが、代表者、役員その他当該誓約書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、誓約書を再提出すること。
- (2) 下請契約等を締結した場合又は当該下請契約等を締結した者と下請契約等を締結した者がある場合は、これまでと同様に誓約書を提出すること。

ア 受注者用誓約書(様式第1号)

イ 下請負人等用誓約書(様式第2号)

ウ 役員一覧表(共通様式)

なお、川西市暴力団排除に関する条例及び施行規則については、川西市ホームページの契約検査課ページ内『契約に関する規則・要綱等』で確認すること。

P 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書提出締切日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して入札を辞退することができる。

入札書提出締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書提出締切日時を経過したときをもって辞退届の送信があったものとみなす。

Q 無効の入札

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

R その他

- (1) 入札参加者は、川西市契約規則及び川西市工事請負契約約款、運用基準及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約を熟読し、その内容を十分承知して参加すること。

- (2) 落札者は、記2(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な事情であると市長が認める場合を除いて、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

- (3) 契約期間中に消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は、国の基準に従うこととする。

S 問い合わせ先

◆川西市総務部契約検査課

TEL:072-740-1143(受付時間:平日 9:00～12:00、12:45～17:00)

T 電子入札システムの問い合わせ先

◆兵庫県電子入札共同運営システムヘルプデスク

TEL:0120-310-084(受付時間:平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

※契約締結後の留意事項

- 1 工事施工にあたっては、本公告に記載のない事項であっても、建設業法及びその他関係法令を遵守のうえ適正に実施すること。
- 2 建設労働者の確保及び適正な配置はもとより、賃金労働条件等にかかる関係法令を遵守するとともに、労働災害の防止に努めること。
- 3 工事施工に際し、下請、役務の提供、資材の調達等について、可能な限り市内の業者の活用を図ること。